

【令和4年度 岡山県地域年金事業運営調整会議 議事要旨】

1. 開 会

2. 岡山西年金事務所長挨拶

皆様、お疲れ様でございます。ただいまご紹介いただきました日本年金機構岡山西年金事務所所長の谷口でございます。

本日はご多忙の中、岡山県地域年金事業運営調整会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの事業の円滑な推進に、お力添えを賜り、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、岡山県の地域年金展開事業の詳細な実績等については、この後、担当よりご報告いたしますが、私の方からは、現在の公的年金を取り巻く状況、本年度の「当機構の組織目標」及び「地域年金展開事業の取組概要」等について少しご説明をさせていただきます。

現在、年金受給者は全国で4,000万人を数え、その約5割の方が公的年金収入のみで生計を営まれており、また、公的年金以外の収入がある方であっても、65才以上の高齢者世帯の「平均所得の約6割」を公的年金収入が占めている現状にあります。

このように、公的年金は、高齢者世帯の生活を支える制度であり、また、若い方であっても、障害を負ったときや、一家の働き手が亡くなった時など、万が一の安心の備えとしても重要な役割を担っております。

令和4年度においては、年金制度の安定した運営を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響から立ち上がり、新たな、明るい時代に向けて歩み出そうとする我が国、社会の安定・安心に貢献していくという決意から「コロナ禍の克服 新しい時代への貢献」を組織目標に掲げ、各種の取組を推進しています。

この組織目標の実現に向け、「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営し、年金受給者に正しく確実に年金をお支払いすることにより、国民生活の安定に寄与する」という当機構の使命を強く認識し、引き続き組織一丸となって邁進してまいります。

また、本年10月に施行となる、短時間労働者の適用拡大については、短時間労働者についても、一定の条件のもと、フルタイム勤務の労働者と同じように厚生年金の被保険者となるため、人々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改革であることから、制度周知を丁寧に行い、適正な届出をいただくことを当機構

の責務として取り組んでまいります。

とりわけ、制度改正内容の地域や企業における周知広報については、関係機関や年金委員の皆様にもご協力をお願いさせていただく予定でございます。格段のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続いて、地域年金展開事業の取組概要でございますが、先程申し上げたとおり、公的年金が社会で極めて重要な役割を果たしている状況下において、年金制度の安定的かつ恒常的な発展のために、地域の皆様に知識や情報を適時・的確にお伝えするとともに、特に将来制度を担う若い世代の方々に、正しい年金知識をご提供することは、私ども日本年金機構として重要な取組であると考えております。このため、教育機関のご協力のもと、若年層の方々に向け、年金のセミナーを実施し、制度周知の取組を展開しているところでございます。

令和3年度においては、全国で年金セミナーを3,077回開催し、約19万人の学生・生徒の皆さんに受講いただいております。

教育機関における対面開催に加え、新たにインターネット回線を利用した、Web会議サービスによる非対面型の実施なども取り入れ、若い世代の方々に向け、年金の制度周知に取り組みました。今後も、Web会議サービスを利用した非対面型による実施の推進を図り、教育機関側のニーズに応じた年金セミナーの実施に向けて、積極的にアプローチを行い、拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、広く国民の皆様の年金に対する思いや考えを表していただく機会として、本年度も6月1日から9月9日の間において、「わたしと年金」エッセイの募集を行っております。

昨年度は、全国から計1,596件の応募をいただき、厚生労働大臣賞を40代の一般男性の方が、日本年金機構理事長賞を高校生の方がそれぞれ受賞され、その他、優秀賞や入賞作品には40代から60代の一般の方々や高校生も複数名選出されるなど、世代を問わず、幅広くご応募をいただいているところでございます。引き続き、エッセイ応募へのご協力をお願い申し上げます。

年金委員の活動の活性化も、重要な課題の一つでございます。昨年度は、文書や電話による重点的な推薦要請活動により、各地域でご活動いただく「地域型年金委員」が全国で約1,300人増加し、企業に勤務される「職域型年金委員」が全国で約7,300人増と、大幅に委嘱の拡大となり、その活動基盤の充実を図りました。

今後は、年金委員の委嘱拡大に加え、定期連絡会やテレビ会議システムを利用した、「年金委員研修を充実」させるとともに、機構ホームページや新たに導入予定のメールマガジン等を活用し、年金委員の活動に必要な情報提供の強化を図ってまいります。

今後とも関係機関や年金委員の皆様との連携を密にし、年金制度の普及・啓発、理解の促進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、今後も、複雑な制度を、より分かりやすく地域の方々へご案内し、正しくお手続きいただくことが重要となるものと考えております。その点からも地域の関係機関や年金委員の皆様との結びつきを更に強固なものとして、引き続きのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

この後の議事において、岡山県の取組状況の詳細をご報告申し上げますが、ぜひ忌憚ないご意見やご提案を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

3. 議 事

◎ これまでの会議で出た意見及び課題への対応

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため書面での開催となりましたのでご意見はありません。

◎ 議題1 令和3年度 岡山県地域年金展開事業の事業実施結果について

(事務局)

令和3年度岡山県地域年金展開事業の事業実施結果について資料4により説明。

○ 各事務所の特徴的な取組について発表

- ・ 令和3年度における年金制度説明会の実施状況について報告
(岡山東年金事務所)

年金制度の知識や手続き、制度改正等を正しくタイムリーに周知することを目的に、最寄りの市町村、自治会、事業所様等と連携し年金制度説明会を積極的に開催しています。資料4の17ページから20ページに制度説明会の実施内訳を記載しています。

実施回数は、岡山東23回、岡山西30回、倉敷東40回、倉敷西23回、津山8回、高梁12回、岡山県で令和3年度は延べ136開催しており、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従来の対面型に加え、非対面型のオン

ラインによる説明会等を積極的に実施しました。特徴的な取組として、新たに社会保険に加入した事業所を対象にオンラインによる新規適用事業所説明会を開催しています。加えて岡山東年金事務所では管内の4市町に対し3回説明会を開催しました。

管内市町は国民年金事務の一部を担っており、令和3年の11月に初めてオンラインによる説明会を開催しました。説明会終了後、市町村担当者にアンケートを実施したところ、「移動時間が省けてよかった。」「コロナの感染リスクがなく安心して受講できた。」「オンラインによる研修をもっと増やしてほしい。」など、前向きで貴重なご意見がありました。

昨今の新型コロナの感染状況を考えれば、オンライン開催の一番のメリットは感染リスクの回避ができることだと思っています。今年度も5月下旬にオンラインによる市町の説明会を開催しており、今後もアンケート、意見を基にさらにアップデートして、オンラインによる説明会を積極的に開催します。

- ・ ケーブルテレビを活用した年金制度説明について報告
(倉敷西年金事務所)

資料の5ページにある「ケーブルテレビで年金制度説明を実施した」及び、「3か月間の継続放送」について、説明します。

ケーブルテレビの笠岡放送において、1月末から3か月間、1日おきに3分間ニュース番組の中で、1日16回放送されました。内容は、「年金事務所の主な仕事内容」や「年金相談はご予約が必要です」となります。また、資料4の最後にねんきんネットのサービス紹介があります。ねんきんネットは年金記録の確認や見込み額の試算など、様々なことができる便利なものです。これらをメインに放送をしました。

この放送は、笠岡放送のアプリ「ゆめネット」で、今でも継続して視聴が可能です。

- ・ ケーブルテレビを活用した年金制度説明、大学での出張相談について報告
(高梁年金事務所)

当事務所管内における地域連携事業として、吉備ケーブルテレビを利用した広報活動を実施しています。高梁市の行政放送枠を利用し、年間12回、毎月収録をして、通年で放送しています。放送時間としては、9時30分、15時30分、20時30分で、1日3回繰り返し放送をしています。公的年金制度がより身近なものとなるよう、日頃の業務の中でお客様から質問の多い事項に

についてテーマを選定し、高梁市役所の職員と対談形式、質疑応答形式でテーマに沿った制度説明を実施しています。

続いて、資料の6ページに地域相談事業です。その一番下の方に「大学等構内における出張相談」ということで、国民年金の納付相談会を実施しています。当事務所管内に吉備国際大学の校内で納付の相談会を実施しました。学生の皆様が公的年金をより身近で大切なものとして考え、年金制度に対する理解を深めるということで、昨年11月のねんきん月間にあわせて相談会を実施してきました。昨年は11月4日、11月12日、12月8日、12月21日の計4回実施しました。この大学では、外国人留学生の受け入れが非常に多く、外国人の方に国民年金制度についての説明と同時に、その後の国民年金の加入から学生納付特例制度について、職員が赴いて詳しく説明するという形で、相談会を実施しました。

- ・年金セミナー実施の取組等について報告
(倉敷東年金事務所)

資料4の16ページをご覧ください。倉敷東年金事務所における高等学校の年金セミナーの実施状況です。管内では二つの高等学校で開催しました。うち特徴的な対面による取組として、倉敷鷺羽高等学校で令和3年10月11日に実施をしました。総合学習の時間に、45分間の時間をいただき、コロナも落ち着いていた時期でしたので、体育館の中で3年生250名に対面で実施をしました。私どもの講師も、入社後2年から3年の若い職員を2名派遣して、一般的な年金制度の説明を実施しました。

終了後に、学生の皆様からのアンケートの感想を紹介します。「今回の講演を聞いて、すごく年金について分かった。自分も自分やみんなのために年金を払おうと思った。」「実際に働いている人の声は非常に貴重であった。」「老齢年金だけではなく、障害や遺族年金があり、年金は先の事だと思っていたが思ったより身近な存在だと分かりました。」など、ご意見をいただきました。全体的なイメージの変化という項目では、「年金に対して肯定的なイメージがあるか」という問いに対して、セミナー実施前52%が肯定的だったというものが、受講後には93%が、やはり年金は必要であるというイメージを持った、という実施結果でした。

課題としましては、高校教育の中におけます総合学習という限られた時間枠の中ですので、私ども年金制度だけではなく、様々な選択肢があるようです。「租税」や「契約・悪質商法などへの対応」、高校生、若年層が、非常に課題点が多い中で、年金をご選択いただいた方には、直接ご説明できるということ

す。中々、色々な選択肢があり、時間の確保が難しいという状況があるようです。

それから今回の倉敷鷺羽高等学校の取組後の展開がありまして、校長先生からご連絡をいただき、今年の4月に岡山県で、全国的な催し物の一つだと思うのですが「地域連携推進フォーラム in 岡山」という、消費者庁、文部科学省、岡山県が共同主催という形で実施されております。その中で、今回の我々の取組を資料の中でご紹介いただいたとお伺いしております。高等教育の中でも、消費者教育の推進という考えがあるようでして、連携できることとして今後の広がりを期待しています。

- ・年金セミナー実施の取組について
(津山年金事務所)

すべての管内の大学、高等学校でセミナーの案内を行い、令和2年度より増えた7高校、735名に対してセミナーを実施しました。

受講者に年齢の近い新規採用を中心として親近感のある若手職員を講師としました。令和4年度の取組は、管内10市町村に対し、4月上旬に、すべての市町村を訪問して依頼しました。特に管内で最も国民年金の被保険者数、学生が多数おられる津山市から積極的にセミナーの依頼がありました。今年度新たに、20歳の方が多い津山高専、県立の支援学校2校、ここについては、障害年金の説明を親御さん中心に行いまして、年金制度の安心をお届けできるよう、詳細な制度説明を行いました。

- (議長)
皆様方、ご質問やご意見等ありますか。

- (岡山県教育庁高校教育課 森川委員)

高等学校では、新しい学習指導要領が今年度から本格実施となっておりまして、総合的な探究の時間というものが先行実施されています。そういった中で、各校が様々なテーマ設定していく課題の一つとして年金を選んでいるところがあります。その一つが先ほどご紹介いただいた倉敷鷺羽高等学校の取組かと思えます。

- (議長)

初めて参加されている委員も多いので確認させていただきますが、年金についての説明会については、大きく分けて二つあると考えてよろしいですか。一

つは制度説明会で、企業や団体の担当者に年金制度を理解してもらうために行うもので、もう一つの年金セミナーは若い人を対象に実施をしており、個人を対象に年金そのものについて理解してもらうと考えでよいでしょうか。

それから、個々の方が自分の年金がどうなっているか、ということについて問い合わせるのは年金相談ということではよろしいですか。以上、併せて三つの方式が直接的な手段としてあると理解してよろしいですか。

また、特に地域型の年金委員の方が個別に色々な活動をしておられて、年金についての理解促進、普及啓発、あるいは個別的な相談をしていると整理してよろしいですか。

(事務局)

年金セミナーは学生に対して年金制度を知っていただくためのものとして行っています。年金制度説明会は、事業所のご担当者だけではなく、退職を間近にされている方に対して退職者向けの説明会を実施し、20歳になられた方に対して、こういう風なことをしてくださいね、という説明会も組み込まれています。その他については、ご認識いただいている中でご理解いただければと思います。

● (議長)

例えば、公民館等で地域の町内会や老人会が会合を開いて、年金について説明をしてほしいといった時は、どちらに該当するでしょうか。

(事務局)

基本的には年金制度説明会として実施することとなります。その中で、地域型の年金委員が年金の知識をお持ちの方であれば、その方が中心となって行っていていただくこともあります。年金事務所の職員が訪問して実施させていただくというのが現実的かと思います。

● (議長)

14ページの「令和3年度年金制度説明会、年金セミナー実施状況」に、令和3年9月以降の実績とあるが、なぜ9月以降の実績としているのか注書きを入れておかれた方がよいと思います。

● (厚生労働省中国四国厚生局 中山委員)

各事務所の独自の取組を紹介があったが、それぞれ色々な取組をされている中で、県内の各事務所の取組で良かったもの、効果のあったものを横展開され

ているもの、検討されているものがあれば教えてください。

それから、年金セミナーのアプローチを積極的に行っているが、アプローチの仕方の話を色々な県の事務所の話を聞くと、年度が始まってからアプローチをしても、すでに色々カリキュラムが組まれていて、時間の確保が難しいということで開催に結びつかないという話を聞くことがありますが、その点について、アプローチの仕方等で工夫されていることがあれば教えてください。

最後に、色々な種類の動画を作成されて活用されるような話が資料の中にもありますが、その中で、外国人向けの動画を用意しているとの案内がありますが、どのような場面で使われているのか、参考までに教えてください。

(事務局)

年金セミナー等のアプローチは、例えば年度が始まる前の2月、3月ぐらいにカリキュラムの設定をするのでその時期が良い、と聞けばその時期に送ってみたり、4月が始まって、先生の顔ぶれが変わった後の方が良い、と言われればその時期に送ったり、それぞれの年金事務所で工夫しながら実施しております。また、地域年金推進員の方に、コロナの前までは、年に2回、各学校を回っていただいておりますが、コロナの関係で回っていただくことや、年金事務所の職員が訪問をすることも控えるようになりました。現在のところは、書面を送付することが主となっていて、できればそれぞれ学校の先生の目につくよう、時期を工夫しながら送付しています。ただ、なかなか先生方も多忙であり、また、(機構以外からも)たくさんの所からアプローチがあると聞いておりまして、なかなか新規でセミナーをしていただくというのが難しい状態であり、それぞれの事務所に苦勞しています。

それから、外国人向けの動画の活用については、岡山西年金事務所では、県の外国人の受入れの担当部署に動画や資料をお送りして、動画を流していただくようお願いしております。また、県の方から各市町村の方に、こういうものがありますと、ご紹介いただいているということで、取組をしております。

● (議長)

それでは、議題1の「令和3年度岡山県地域年金展開事業の事業実施結果」についてはご了承をいただいたということでよろしいですか。

(全員了承)

◎ 議題 2 令和 4 年度岡山県地域年金展開事業の取組計画について

(事務局)

令和 4 年度岡山県地域年金展開事業の取組計画について資料 4 により説明

● (議長)

ご質問やご意見等ございますか。

● (議長)

オンライン化やW e b の話が出てきたが、高齢者については、W e b 会議やねんきんネットの利用は問題ないですか。利用率は高いですか。

(事務局)

パソコンだけではなく、スマートフォン用のページが作成されたため、ねんきんネットの利用者は年々増えています。ただ高齢者の方には少しハードルが高いのかなと感じています。ただ、受給者の方の源泉徴収票や改定通知書は、ねんきんネットから再交付の申請ができるなどの利便性をアピールしながら、できるだけ使っていただけるよう工夫をしています。今から年金を受ける方にはハードルは低くなっていますが、すでに受給されている 8 0 代、9 0 代の方については、ご本人様だけでなく家族の方に勧めさせていただく取組をしています。

● (議長)

従来、よく主婦(主夫)が働く場合、所得税では 1 0 3 万円、年金では 1 3 0 万円の壁があると言われていました。1 3 0 万円が実質的に大きな壁となっていた印象があります。これが段階的に変わっていくということで、本日の資料にも記載されていますが、皆様に理解が進むよう進めてください。

● (岡山県社会保険労務士会 永原委員)

社会保険労務士会は、制度に関して、毎年、各年金事務所の担当の方に制度の変更に関して説明をしていただいている。各社会保険労務士が各企業の顧問をしていますので、こういう風になるということを説明しています。ただ、1 0 人未満、2 0 人とかの事業所が多いため、「扶養の範囲で働きたい」とか「収入的に扶養から外れるのは嫌だ」という方もいます。そういったことを説明しながら、社会保険労務士会では制度の説明をしています。

● (厚生労働省中国四国厚生局 中山委員)

今ご説明のとおり、制度改正の適用拡大の話は、企業の方に説明をして、そこから従業員の方に理解していただくような流れとなります。社労士会の皆様にもご支援をいただいていますし、企業の事業主様などから従業員に説明をしていただいていると認識していますが、なかなか会社の中で従業員さんに理解をいただくことは大変だと思っています。

それから、オンラインビジネスモデルの中で、資料にある企業の電子申請への移行率を見ると、比較的大きな、電子申請への移行が義務となっている企業はほとんど移行していると思いますが、そうではない51人以上の企業の移行率が3割から4割にとどまっているのは、具体的にどのようなことがネックとなっているか、今後の参考に教えてください。

(事務局)

岡山県は電子申請がなかなか進んでいない県となっています。実際、事業所の方、事務の担当の方とお話をさせていただくと、会社独自で作っている給与システムだと電子申請のシステムに入っていけないため利用ができないという話があり、事務をされている方がご高齢でパソコンを使うことが難しいということで、これまで通り進めさせてほしいという話を実際に聞いています。

費用的な問題としては、システムの切り替えや、大きな企業では本社一括で給与関係を行っている関係で県単位ではなかなか勝手に進めることができないという話を聞いています。

● (日本放送協会岡山放送局 永妻委員)

私どもも、大学生に対してNHKの受信料の理解促進等の話をするが、なかなか聞いてもらえないというところがあります。今年も昨年も報告の中で、大学へ出張して年金セミナーを実施されているとあります。高校生だと出前授業で先生もいて話を聞いてくれる気がしますが、これから就職をする、仕事をする大学生に対して、いかにアプローチしていくかが非常に大事だと思っています。前年度の反省を生かして、今年度はこういう風に変えてみたとか、変えてみようと思っているとか、大学生からこんな声があったとか、アプローチで改善するようなこと、お気づきがあれば教えてください。

(事務局)

年金セミナーについては、毎年同じ方にするのではなく、毎年1年生なり2年生なりをターゲットにして実施しています。毎年行うことが実は重要で、1回受けていただけると、例えばオリエンテーションの時に必ず毎年1年生にな

られる方にセミナーをやってください、となればその学校で10年間同じことをやっても、10学年に対して行ったこととなります。

このところ、オリエンテーション等の集合研修自体が無くなっており、非常に難しく感じています。以前は、例えば5分でも10分でも結構ですので、年金の制度について20歳になられる方、特に注意していただきたい方がいらっしゃると思いますので、(セミナーを) させてもらえませんか、ということで実施することが多くありましたが、集合の研修等を行っていない時期が長く続いたことによって、以前は受けていた学校であっても遠慮させていただきます、ということがあります。

ただし、ニーズに沿った形で、動画のDVD配布や、YouTubeにも載っていますので、そういったものを使って行ってもらえませんか、ということになると、大学側は自由な時間で実施をすることができますので、そういうところでやっていただいています。リンクを貼っていただいているというお話を聞くようになっております。ただ、全部の学校となってくるとなかなか難しいですが、その中で一つでも実施している所を増やすよう努力しています。

● (一般財団法人岡山県社会保険協会 多田委員)

私どもの社会保険協会では、設立目的に社会保険制度の事業所への普及・促進あります、事業所様に会員になっていただき、会費収入を基に活動をしています。先ほどの社会保険制度の普及という立場において、年金機構様、全国健康保険協会岡山支部様と連携を図るため毎月会議を開き、年に数回発行している広報誌の中に、それぞれの広報を掲載させていただいているという活動をしています。

また、年金委員様、健康保険委員様の二つを合わせて、委員で設立される社会保険委員会に用途を指定しない助成金の交付をして、活動の糧にさせていただくという活動を行っています。

また、社会保険制度説明会を私どもの事業として活動しており、その中で、その時々での改正や広報など、社会保険のご担当者へ説明するなどの事業展開をしています。これを引き続き、今年度以降も活動としいくということで、報告をいたします。

● (議長)

それでは、議題2の「令和4年度岡山県地域年金展開事業の取組計画」についてはご了承をいただいたということでよろしいですか。

(全員了承)

4. 閉会

日本年金機構 久保中国地域部長挨拶

本日は、ご出席ありがとうございます。

皆様方のご協力もありまして、滞りなく会議も終了の運びとなりました。

本日、皆様から頂きましたご意見につきましては、日本年金機構本部及び岡山県内の年金事務所で今後の地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にしていまいります。

公的年金制度の安定的かつ恒常的な発展のため、地域や企業の皆様に対し正しい知識や情報を適時、的確にお伝えすることが日本年金機構の重要な取り組みの一つであると考えております。とりわけ先ほども話題にありました、本年10月施行の短時間労働者の適用拡大につきましては、人々の暮らしに大きな影響を与える重要な制度改正でございます。徹底した制度周知を行い適正な届け出をいただくことを責務として取り組んでまいります。これらの実現に当たりましては本日ご参集の委員の皆様をはじめとしまして、地域の関係団体の皆様のご協力が必要不可欠となってまいります。引き続き地域における支援ネットワークの再構築に取り組みまして、地域・教育・企業などそれぞれの現場の立場からのご意見、ご提案を賜りながら、国民の皆様に年金制度に対する理解を深めまして制度加入、そして保険料の納付に結び付けてまいります。今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、引続きのご指導ご鞭撻を重ねてお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。